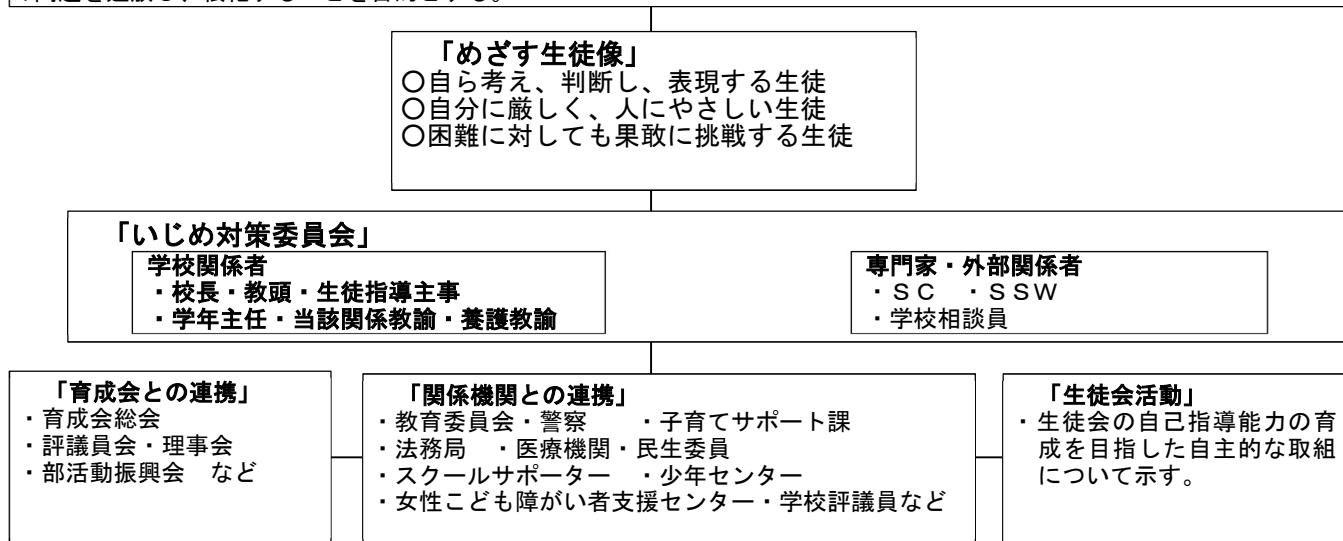


令和6年度 長崎市立長崎中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、学校、保護者、地域が一体となって心身に重大な影響を及ぼすいじめから、すべての生徒を守る。そして、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた取組を明らかにするとともに、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。



○ いじめが発生した場合の対応



＜未然防止のために＞

- 学校教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育・平和教育の充実を図り、未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」を未然に防止すると共に、生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
- 学校行事や体験活動（職場体験・福祉体験・平和学習など）を体系的に取り組みせ、他者や社会とのかかわりの中で、社会性や自己有用感・自己肯定感やコミュニケーション能力を高め、他人の気持ちを共感的に受容できる想像力や感受性を育成する。
- 他人を思いやる心を育て、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を磨く。未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さからおこる「いじめ」をなくすため、道徳授業を中心に人を思いやる豊かな心を育成する。
- 生徒が中心となって、アンケート調査や見回り活動・啓蒙活動などさまざまな活動を通し、共感的人間関係や規範意識・道徳的实践力を育成し生徒の手でいじめをなくす取組を行う

＜早期発見のために＞

- 昼休み等、教職員と生徒が共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、生徒たちの小さな変化にも敏感に気づく体制をつくる。その中で生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員の見守りがある」ことを目指す。
- 生徒の学校や家庭生活の実態について、定期的なアンケート調査を行い、それをもとに年2回の面談を実施する。担任と生徒・保護者が日頃から密に連絡を取りながら信頼関係を構築し、いじめの早期発見につなげる。
- 校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け入れることのできる窓口と教育相談体制を整備する。また、教育相談体制については、学校相談員やスクールカウンセラーなどを活用しながら充実を図る。
- 授業参観や懇談会等を通じて、いじめ防止対策の取組や対応などを知らせるとともに、保護者に広く啓発して、家庭での目配り・気配りの協働態勢をつくる。

＜いじめに対する措置＞

- いじめの兆候や相談等があった場合は、問題を軽視することなく早期に適切な対応を「いじめ対策委員会」を中心に、組織的に行う。
- いじめの事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに被害生徒を守り抜く姿勢を示し、心の痛みなどを軽減するように努める。時間的な経過や関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取り、記録を残す。関係諸機関とも連携を図り、専門的な知識をもつＳＣや、信頼されている教職員等が対応する。
- いじめた側も事実確認を行い、当事者だけでなく周囲からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。事実関係だけではなく、当該生徒が抱える課題を学校生活・家庭環境・友人関係等と関連させ明確にする。その上で、いじめが決して許されない（いじめ防止対策推進法第4条）ことを指導するとともに、保護者に対して指導助言を行う。（同第9条）
- はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」や周辺で黙認の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように、あるいは、周囲に気を配り誰かに相談をする勇気をもつ集団づくりの構築を図り、再発防止に努める。

＜重大事態等への対応＞

- いじめの事案が、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告する。
- 必要に応じ、ＳＳＷ、ＳＣの活用、子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を図る。生徒の個人情報をも十分に保護した上で、報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。

＜ネット上のいじめとその対応＞

- ネット上のいじめについてはその性質上、学校で把握することが困難である。未然防止には家庭での指導や見守りが不可欠である。家庭ではネットの特徴や問題点を十分に理解した上で、しっかりとしたルールづくりを行うとともに、フィルタリング等を利用しトラブルを回避する手段を講じる。携帯電話の所持については、家庭でその必要性や使用方法を十分に検討してもらう。

＜ネットの特徴や問題点＞

- ・発信した情報は「知らない間」に「不特定の人」に「短期間」で広がり、流出した情報は、絶対に消すことができないという認識を持っていない。
- ・匿名性が高いため、情報を安易に流してしまいがちである。
- ・情報モラルの未熟さから、思わぬトラブルにつながる。
- ・名誉毀損や脅迫など、違法行為につながる可能性があることへの認識が薄い。

- 教職員は、ネット上の諸問題について最新の情報を把握し、計画的に研修を行い指導力の向上につとめていく。学年 PTA などを利用し、家庭にも広くその情報を伝え、共通理解のもと生徒の指導につとめる。何かトラブルがあったときなどに話しやすい雰囲気づくりにつとめる。学校でも市 P 連緊急メッセージを踏まえ生徒・保護者向けに、専門的な機関と連携し研修会等を実施する。また、道徳・学活・教科でも情報モラル等の指導を行う。

＜年間計画＞

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解及び生徒・保護者等への周知 生活アンケート調査、アセス調査 生徒の情報交換、学年育成会	10	生活アンケート調査 気になる生徒の情報交換
5	生活アンケート調査、育成会総会 連休明けの生徒観察・情報交換	11	生活アンケート調査 三者面談・教育相談
6	教育週間（道徳公開授業） 生活アンケート調査 学校評議員会における情報交換	12	生活アンケート調査 人権学習 学年育成会
7	生活アンケート調査 生命に関する講話 生徒総会 三者・二者面談及び教育相談（7～8月）	1	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議）	2	生活アンケート調査 新入生説明会 学校評議員会における情報交換
9	生活アンケート調査、アセス調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解	3	生活アンケート調査 引き継ぎシート作成 新入生引き継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

＜いじめに関するおもな相談窓口＞

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎中学校	095-822-3604	8:45~16:45（月～金）
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00~16:30（月～金）
子ども・家庭１１０番	095-844-1117	9:00~20:00（毎日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45（月～金）
こども人権１１０番	0120-007-110	8:30~17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00（毎日）
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24 時間（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45（月～金）
長崎市少年センター	095-825-1949	9:00~17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~16:00（月～金）
	E メール：soudan@nagasaki-city.ed.jp	
こども総合相談（子育て支援課）	095-825-5624 095-822-8573	8:45~17:30（月～金）
	E メール：HP「e-kao」→「相談したい」 →「子ども・子育て」→「E メールでの相談」	